

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

(大気質、防災調節池・雨水の水質・悪臭及び騒音振動)

県では、彩の国資源循環工場運営協定に基づいて、下記<彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧>のとおり周辺環境の調査を行っています。

- このたび、彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査のうち、平成27年度第4回大気質、第4回防災調節池の水質、第4回雨水の水質及び騒音・振動の調査結果がまとまりました。  
さらに、運営公定書の定めとは別に冬季の状況確認として、第3回悪臭調査を実施しました。  
今回の測定では、運営協定書に定める基準や環境基準又は排出基準を上回ったものではありませんでした。その概要は以下のとおりです。
- なお、環境基準とは「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、行政上の目標とすべきとされています。公害発生源を直接規制するための排出基準などの規制基準とは異なります。

## &lt;彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧&gt;

資源循環工場周辺の大気質（7地点、年4回）

雨水水質（2地点、年4回） 生活排水水質（1地点、年1回）

防災調節池水質（1地点、年4回） 化学物質（7地点、年1回）

騒音・振動（4地点、年1回） 悪臭（4地点、年2回）

## □ 大気質（第4回）の調査概要

- 測定場所  
(1) オリエンタル火工(株)所有地前 (2) 蔵田地区内 (3) 天神社内  
(4) 深田地区内木呂子地内 (5) 埼玉県小川げんきプラザ内  
(6) 五之坪集落農業センター (7) 平倉住宅脇
- 測定項目 二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダイオキシン類
- 測定日 平成28年1月7日から1月14日まで
- 測定方法 環境基本法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表1のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

## □ 防災調節池の水質（第4回）の調査概要

- 採水場所 防災調節池（中央付近）
- 採水日 平成28年2月10日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表2のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候 晴れ

## □ 防災調節池に流入する雨水の水質（第4回）の調査概要

- 採水場所 防災調節池に放流する雨水管
- 採水日 平成28年1月20日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表3のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候等 晴れ

## □ 13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水の水質（第4回）の調査概要

- 採水場所 13号埋立地南側防災調節池に放流する雨水管
- 採水日 平成28年1月20日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表4のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候等 晴れ

## □ 騒音・振動の調査概要

- 測定場所 (1) オリエンタル火工(株)所有地前 (2) 蔵田地区内  
(3) 深田地区内木呂子地内 (4) 五之坪集落農業センター
- 測定日 平成28年1月26日～27日
- 測定方法 騒音規制法及び振動規制法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表5のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準を下回っています。

## □ 悪臭（第3回）の調査概要

- 測定場所 (1) オリエンタル火工(株)所有地前 (2) 蔵田地区内  
(3) 深田地区内木呂子地内 (4) 五之坪集落農業センター
- 測定日 平成28年2月10日
- 測定方法 悪臭防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表6のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準を下回っています。

## 測定実施期間

第1回 平成27年5月21日(木)～28日(木)

第3回 平成27年10月14日(水)～10月21日(水)

第2回 平成27年7月15日(水)～21日(火)

第4回 平成28年1月7日(木)～14日(木)

## No.1 オリエンタル火工(株)所有地前

## No.2 蔵田地区内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について				第1回測定結果について							
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001	<0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。				0.001	0.001	<0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	ppm	0.002	0.003	0.003	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。				0.003	0.002	0.002	0.000	運営協定基準(0.1)以内であった。			
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.2	0.4	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。				0.3	0.2	0.3	0.4	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。			
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。				0.3	0.2	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.006	0.006	0.009	0.019	運営協定基準(0.06)以内であった。				0.006	0.006	0.009	0.023	運営協定基準(0.06)以内であった。			
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.022	0.027	0.026	0.020	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。				0.027	0.031	0.030	0.020	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.048	0.040	0.055	0.048	運営協定基準(0.20)以内であった。				0.049	0.047	0.053	0.050	運営協定基準(0.20)以内であった。			
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012	0.0070	0.0075	0.031	運営協定基準(0.6)以内であった。				0.0092	0.011	0.0084	0.034	運営協定基準(0.6)以内であった。			

## No.3 天神社内

## No.4 深田地区木呂子地内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について				第1回測定結果について							
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001	<0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。				0.001	0.001	0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。				0.003	0.002	0.002	0.002	運営協定基準(0.1)以内であった。			
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.3	0.4	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。				0.2	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。			
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.5	運営協定基準(20)以内であった。				0.3	0.3	0.2	0.4	運営協定基準(20)以内であった。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.007	0.006	0.008	0.021	運営協定基準(0.06)以内であった。				0.006	0.005	0.006	0.018	運営協定基準(0.06)以内であった。			
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.026	0.038	0.029	0.021	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。				0.024	0.026	0.033	0.021	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.047	0.048	0.088	0.059	運営協定基準(0.20)以内であった。				0.040	0.042	0.049	0.049	運営協定基準(0.20)以内であった。			
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.010	0.0096	0.0092	0.027	運営協定基準(0.6)以内であった。				0.0070	0.012	0.0063	0.023	運営協定基準(0.6)以内であった。			

## No.5 埼玉県小川げんきプラザ内

## No.6 五之坪集落農業センター

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について				第1回測定結果について							
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。				0.001	0.001	0.001	0.001	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	ppm	0.006	0.006	0.004	0.017	運営協定基準(0.1)以内であった。				0.003	0.002	0.002	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。			
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。				0.3	0.2	0.2	0.3	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。			
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.5	運営協定基準(20)以内であった。				0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準(20)以内であった。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.006	0.008	0.021	運営協定基準(0.06)以内であった。				0.006	0.005	0.005	0.016	運営協定基準(0.06)以内であった。			
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.028	0.033	0.028	0.018	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。				0.026	0.028	0.030	0.019	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.095	0.048	0.057	0.046	運営協定基準(0.20)以内であった。				0.046	0.067	0.044	0.048	運営協定基準(0.20)以内であった。			
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.036	0.017	0.0080	0.025	運営協定基準(0.6)以内であった。				0.0090	0.012	0.0067	0.021	運営協定基準(0.6)以内であった。			

## No.7 平倉住宅脇

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001	<0.001	0.000	運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001	運営協定基準(0.1)以内であった。			
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.4	運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。			
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.5	運営協定基準(20)以内であった。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.006	0.005	0.005	0.016	運営協定基準(0.06)以内であった。			
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.022	0.033	0.032	0.018	運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。			
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.037	0.046	0.062	0.056	運営協定基準(0.20)以内であった。			
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0077	0.011	0.0073	0.015	運営協定基準(0.6)以内であった。			

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
水質(防災調節池)

別表 2

測定(採水)期日

第1回 平成27年5月19日(火) 第2回 平成27年7月8日(水)  
第3回 平成27年11月6日(金) 第4回 平成28年2月10日(水)

採水場所: 防災調節池の中央付近

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 水素イオン濃度		8.4	7.2	7.7	7.4	あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(6.5~8.5)の範囲内であった。
2 生物化学的酸素要求量		1.9	1.5	1.7	1.6	あてはめる環境基準はないが排水基準(25)以内であった。
3 化学的酸素要求量		5.7	6.2	5.1	4.8	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
4 浮遊物質		4.5	4.4	8	5.5	あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	—
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(5)以内であった。
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		2.5未満	2.5未満	2.5未満	2.5未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(30)以内であった。
8 フェノール類含有量		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
9 銅含有量	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(3)以内であった。
10 亜鉛含有量		0.003未満	0.017	0.008	0.011	環境基準(0.03)以内であった。
11 鉄含有量		0.11	0.26	0.67	0.17	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
溶解性鉄含有量		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
12 マンガン含有量		0.23	0.26	0.87	0.39	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
溶解性マンガン含有量		0.01未満	0.08	0.60	0.30	あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
13 クロム含有量		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(2)以内であった。
14 ふっ素含有量		0.13	0.08	0.05未満	0.05未満	環境基準(0.8)以内であった。
15 大腸菌群数	個/ml	30未満	30未満	30未満	30未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(3000)以内であった。
16 窒素含有量		0.55	1.10	1.1	1.2	あてはめる環境基準はないが排水基準(120)以内であった。
17 リン含有量		0.024	0.024	0.042	0.021	あてはめる環境基準はないが排水基準(16)以内であった。
18 カドミウム及びその化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	環境基準(0.003)以内であった。
19 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	0.05未満	環境基準(検出されない)以内であった。
20 有機りん化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
21 鉛及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
22 六価クロム及びその化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	環境基準(0.05)以内であった。
23 ひ素及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
24 水銀及びアルキル水銀その他の化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	環境基準(0.0005)以内であった。
25 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	0.0005未満	環境基準(検出されない)以内であった。
26 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	0.0005未満	環境基準(検出されない)以内であった。
27 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.03)以内であった。
28 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
29 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	環境基準(0.02)以内であった。
30 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	環境基準(0.002)以内であった。
31 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	環境基準(0.004)以内であった。
32 1,1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	環境基準(0.1)以内であった。
33 シス-1,2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	環境基準(0.04)以内であった。
34 1,1,1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	環境基準(1)以内であった。
35 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	環境基準(0.006)以内であった。
36 1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	環境基準(0.002)以内であった。
37 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	環境基準(0.006)以内であった。
38 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	環境基準(0.003)以内であった。
39 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	環境基準(0.02)以内であった。
40 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
41 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	環境基準(0.01)以内であった。
42 ほう素及びその化合物		0.03	0.02	0.02	0.05	環境基準(1)以内であった。
43 1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
44 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		0.17	0.10未満	0.4	0.48	あてはめる環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
45 溶存酸素量		11.0	6.8	8.6	12.0	あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(7.5)以上であった。
46 クロロフィルa	μg/l	12	7	15	3	
47 透視度	度	50以上	50以上	50以上	50以上	
参考 水温	℃	22.3	25.9	16.6	6.3	
参考 水色	-	無色	無色	淡緑色	無色	

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。



彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

別表 3

水質(防災調節池に流入する雨水)

測定(採水)日

第1回 平成27年5月19日(火)

第2回 平成27年7月8日(水)

第3回 平成27年11月6日(金)

第4回 平成28年1月20日(水)

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機リン化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.003	0.001	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価クロム及びその化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001	0.004	0.004	0.004	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	不検出	河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふっ素及びその化合物		0.08	0.10	0.12	0.16	河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.03	0.16	0.11	0.25	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		7.5	3.3	2.3	3.9	環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	3.3	-	-	河川水等に適用される環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類		pg-TEQ/l	-	0.16	-	-

※No.29, 30は、7月15日に採水。

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 水質(13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水)

測定(採水)日

第1回 平成27年5月19日(火)

第2回 平成27年7月8日(水)

第3回 平成27年11月6日(金)

第4回 平成28年1月20日(水)

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機リン化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001	0.004	0.001	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価クロム及びその化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001	0.002	0.001	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	不検出	河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふっ素及びその化合物		0.06	0.03	0.05	0.02未満	河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.02	0.15	0.02	0.05	河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		2.4	0.46	1.1	0.8	環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	2.6	-	-	河川水等に適用される環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類		pg-TEQ/l	-	0.077	-	-

※No.29,30は、7月15日に採水。

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

No.1 オリエンタル火工(株)所有地前

測定項目		単位	運営協定値	平成28年1月26日 ~27日	測定結果について
騒音	朝 [6:00~8:00]	dB	50	42	運営協定基準以内であった。
	昼間 [8:00~19:00]		55	38	運営協定基準以内であった。
	夕 [19:00~22:00]		50	38	運営協定基準以内であった。
	夜間 [22:00~6:00]		45	37	運営協定基準以内であった。
振動	昼間 [8:00~19:00]	dB	60	30未満	運営協定基準以内であった。
	夜間 [19:00~8:00]		55	30未満	運営協定基準以内であった。

No.2 蔵田地区内

測定項目		単位	運営協定値	平成28年1月26日 ~27日	測定結果について
騒音	朝 [6:00~8:00]	dB	50	43	運営協定基準以内であった。
	昼間 [8:00~19:00]		55	41	運営協定基準以内であった。
	夕 [19:00~22:00]		50	44	運営協定基準以内であった。
	夜間 [22:00~6:00]		45	44	運営協定基準以内であった。
振動	昼間 [8:00~19:00]	dB	60	30未満	運営協定基準以内であった。
	夜間 [19:00~8:00]		55	30未満	運営協定基準以内であった。

No.4 深田地区内木呂子地内

測定項目		単位	運営協定値	平成28年1月26日 ~27日	測定結果について
騒音	朝 [6:00~8:00]	dB	50	39	運営協定基準以内であった。
	昼間 [8:00~19:00]		55	37	運営協定基準以内であった。
	夕 [19:00~22:00]		50	37	運営協定基準以内であった。
	夜間 [22:00~6:00]		45	35	運営協定基準以内であった。
振動	昼間 [8:00~19:00]	dB	60	30未満	運営協定基準以内であった。
	夜間 [19:00~8:00]		55	30未満	運営協定基準以内であった。

No.6 五之坪集落農業センター

測定項目		単位	運営協定値	平成28年1月26日 ~27日	測定結果について
騒音	朝 [6:00~8:00]	dB	50	36	運営協定基準以内であった。
	昼間 [8:00~19:00]		55	36	運営協定基準以内であった。
	夕 [19:00~22:00]		50	36	運営協定基準以内であった。
	夜間 [22:00~6:00]		45	36	運営協定基準以内であった。
振動	昼間 [8:00~19:00]	dB	60	30未満	運営協定基準以内であった。
	夜間 [19:00~8:00]		55	30未満	運営協定基準以内であった。



## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 悪臭

測定(採取)日 平成28年2月10日(水)

測定項目	単位	運営協定基準	結果				測定結果について
			オリエンタル火工(株)所有地前	蔵田地区内	深田地区内	五之坪集落農業センター	
アンモニア	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
メチルメルカプタン	ppm	—	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	参考値として測定
硫化水素	ppm	—	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	参考値として測定
硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
二硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
トリメチルアミン	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
アセトアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
プロピオンアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソバレルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値として測定
イソブタノール	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
酢酸エチル	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
メチルイソブチルケトン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
トルエン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
スチレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
キシレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値として測定
プロピオン酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
ノルマル酪酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
ノルマル吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
イソ吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値として測定
臭気濃度		—	10未満	10未満	10未満	10未満	参考値として測定
臭気指数		15	10未満	10未満	10未満	10未満	全地点で運営協定基準以内であった。

※「未満」とは、測定できる限界を下回っているということです。